

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報
報の保護に関する法律施行条例施行規程

平成19年3月13日 選挙管理委員会告示第3号

最終改正 令和5年3月23日 選挙管理委員会告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第2号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年広域連合規則第3号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日選挙管理委員会告示第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。